

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(再調査の請求・審査請求関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

- 1 「不服申立人の地位を承継した旨の届出書(別紙)」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(申請・届出等\)その他](#)」でご確認ください。
- 2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類(例：登記事項証明書など)について、税務署等がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
不服申立人の地位を承継した旨の届出 (再調査の請求) (国税通則法第106条)	①戸籍謄本 ②登記事項証明書	有
原処分庁の答弁書に対する不服申立人の反論書の提出 (国税通則法第95条)	①証拠書類 ②証拠物	有 (注)
審査請求書 (国税通則法第87条) (国税通則法施行令第32条)	趣旨及び理由を計数的に説明する資料	有 (注)
審査請求書(平成28年4月1日以降された処分に対する審査請求用) (国税通則法第87条) (国税通則法施行令第32条)	趣旨及び理由を計数的に説明する資料	有 (注)
不服申立人の地位を承継した旨の届出書(審査請求) (国税通則法第106条)	①戸籍謄本 ②登記事項証明書	有

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。